



福島県医発第554号(地)
平成21年 6月13日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

「石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について」
リーフレットの送付について

厚生労働省より標題のリーフレットが作成された旨、日本医師会より、別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般、石綿業務に従事した労働者及び離職者に係る健康管理対策の拡充を図るため、石綿予防規則に基づく健康診断の対象業務及び石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務の拡大について、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則の一部を改正し、平成21年4月1日より施行されたことにより、石綿等を製造し、又は取り扱う業務だけでなく、直接業務が行われた作業場内における直接業務以外の業務も対象業務に追加されることとなりました。

なお、周辺業務に従事していた方のうち、胸部レントゲン写真等で石綿にばく露したことを示す客観的な指標である「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿により胸膜肥厚があること」が認められる方については、石綿健康管理手帳の交付の対象となります。

本リーフレットは、同改正の周知啓発を図るために作成されております。

つきましては、本件についてご丁知いただきますようよろしくご高配の程お願い申し上げます。

アスベスト（石綿）に関する情報につきましては、下記厚生労働省ホームページ上に掲載されております。

記

厚生労働省アスベスト（石綿）情報

<http://www-bm.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

(地Ⅱ59)

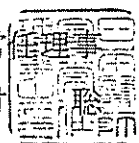
平成 21 年 6 月 8 日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

今村



「石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について」
リーフレットの送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省では、石綿業務に従事した労働者及び離職者に係る健康管理対策の拡充を図るため、石綿予防規則に基づく健康診断の対象業務及び石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務の拡大について、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則の一部を改正し、平成21年4月1日より施行することとなりました。これにより、石綿等を製造し、又は取り扱う業務だけでなく、直接業務が行われた作業場内における直接業務以外の業務も対象業務に追加されることになりました。なお、周辺業務に従事していた方のうち、胸部レントゲン写真等で石綿にばく露したことを示す客観的な指標である「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」が認められる方については、石綿健康管理手帳の交付の対象となります。

この度、同改正の周知啓発を図るためのリーフレットが作成されましたので、お送り申し上げます。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職のご高配をお願い申し上げます。

なお、改正に関する情報は厚生労働省ホームページ上に掲載されております。



石綿健康管理手帳の 交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。



○健康管理手帳とは

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております（※）。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

○対象となる業務とは

以下の波線部の業務が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）が対象です。直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- 石綿製品の製造工程における作業

「周辺業務」の対象者とは？

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにはばく露したおそれがある方が対象となります。なお、当該作業に従事していた時に、石綿によるじん肺健康診断を受診されていた方は、対象となります。

○健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
（直接業務及び周辺業務が対象）
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること。）
（直接業務のみが対象）
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。
（直接業務のみが対象）

(注意事項)

- ① 対象者は、石綿作業に**継続して**従事していた方に限られます。
- ② 交付要件の(2)、(3) 両方の従事歴がある方については合算することができます。(2) の従事期間の月数を10倍し、(3) の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。
(例)：(2) に6ヶ月間、(3) に6年間従事していた場合
→(6ヶ月×10)+6年(72ヶ月)=132ヶ月≥120ヶ月
→手帳を受け取ることができます。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

●「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

●「石綿に関する健康管理手帳」の交付について

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

●石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ & A

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/qa/090401-1.html>)

○申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後には申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

① **健康管理手帳交付申請書**

② **申請者本人が記載した業務歴**

上記①、②に加えて

③ 石綿作業（直接作業及び周辺作業）に従事していたこと及び従事期間について記載された**事業者の証明書**

④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の**同僚者の証明書**

⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、又は不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、**事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書**を添付してください。

● 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

○申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患（注）を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することになります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（注） 石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚